

朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とすることについての意見書

朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするかについて、文部科学省は5月に委員や議事録が一切非公開の「検討会議」を設置し、8月末に教育課程等については、「個々の具体的な教育内容については基準としない」とする、朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするのか審査する際の「判断基準」を取りまとめた。

教育とは内容そのものであり、「教育内容を判断基準としない」という結論については、国民から多くの疑問が出ている。しかし、高木文部科学大臣は、11月5日に「検討会議」の結論をほぼ踏襲した、「審査基準」を正式に発表した。

朝鮮高級学校における教育内容については、数多くの問題点が指摘されているが、公安調査庁は、朝鮮学校の管理・運営は朝鮮総連の指導の下に進められており、朝鮮総連の影響は、朝鮮学校の教育内容、人事、財政に及んでいると国会で説明している。さらに、北朝鮮の朝鮮労働党の機關紙は、就学支援金の支給は、生徒への支援ではなく朝鮮学校への支援であるという認識の報道を行っている。このような状況の下で朝鮮学校を無償化の対象としても、就学支援金が真に生徒の教育費負担の軽減に充当されることを保証することは、極めて困難である。

こうした中、11月23日に北朝鮮が韓国の延坪島を砲撃したことを受け、政府は無償化適用手続きをいったん停止している。今後、手続きを再開する場合であっても、朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするか判断するに際しては、教育内容の是正及び就学支援金が生徒の授業料の支払いに充当されることを審査の前提条件とすべきであり、朝鮮学校がその条件を受け入れない場合、公金を投入して無償化の対象とするべきではない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

富山県入善町議会